

各 所 属 長 様

町 長

令和7年度予算編成方針について（通知）

1 社会経済情勢と国の動向

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

政府は、6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、我が国経済は、コロナ禍による落ち込みから回復し、高水準の賃上げ、企業の設備投資など、デフレから完全に脱却し成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えており、今後は、足元の賃金上昇を構造的な賃上げに結び付けるとともに、官民連携による前向きな投資を喚起することで「成長と分配の好循環」につなげ、我が国経済をデフレからの完全脱却、そして、これまでの延長線上にない新たなステージへの移行へと導くことにより経済の規模を拡大させつつ、経済再生と財政健全化を両立させる歩みをさらに大きく前へと進める必要があるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 地方財政収支の見通し

令和6年8月に総務省から「令和7年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」（図①）が発表され、仮試算では、地方全体（都道府県及び市町村）の歳入歳出総額が96兆円（対前年度比+2.3兆円）になっている。

歳出では、給与関係経費で令和6年度人事院勧告等を反映し対前年度比0.6兆円の増、一般行政経費で「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策に要する経費などの社会保障関係費や、令和6年度人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の報酬等の増により対前年度比1.6兆円の増としている。

歳入では、地方交付税交付団体ベースの一般財源総額を63.9兆円（対前年度比+1.2兆円）、そのうち、地方交付税については19.0兆円（対前年度比+0.3兆円）、臨時財政対策債については0.8兆円（対前年度比+0.3兆円）としており、「経済・財政新生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

この試算には、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現に向けた重要課題への対応が含まれており、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）の推進、人への投資、地方への人の流れの強化、防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や、地域医療の確保などが課題として掲げられている。

令和 7 年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(通常収支分)

区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
地方税等	45.5	47.1	1.6	3.5	「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年7月29日閣内閣府)による各種指標等を用いて試算
地方税	42.7	44.2	1.5	3.5	
地方譲与税	2.7	2.9	0.1	4.5	
地方特例交付金等	1.1	0.2	△0.9	△83.0	
地方交付税	18.7	19.0	0.3	1.7	
国庫支出金	15.8	16.8	1.0	6.6	「令和7年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求の詳細」参照
地方債	6.3	6.6	0.3	5.1	
うち臨時財政対策債	0.5	0.8	0.3	70.4	社会保障関係費等の増
その他	6.3	6.3	0.0	0.0	
計	93.6	96.0	2.3	2.5	R6年度同額
うち一般財源	65.7	67.0	1.3	2.0	
うち(水準超経費除き)一般財源	62.7	63.9	1.2	1.9	

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和7年度 地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数であり、地域デジタル社会推進費(マイナンバーカード利用特別分)及び緊急浸透推進事業費の取扱いも含め、「令和7年度の地方財政の課題」、経済・物価動向、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。
- 4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(単位: 兆円)

区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
給与関係経費	20.2	20.8	0.6	2.9	R6人事院勧告(令和6年8月8日)等を反映
退職手当以外	19.2	19.7	0.6	3.1	
退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0	「子ども未来戦略」に基づく子ども・子育て政策に要する経費等の社会保障関係費の増、R6人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の報酬等の増
一般行政経費	43.7	45.3	1.6	3.7	
補助	25.1	26.4	1.3	5.1	R6年度同額
単独	15.4	15.7	0.3	2.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	1.9	R6年度同額
デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0	
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	R6年度同額
地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	R6年度同額
投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.0	
直轄・補助	5.6	5.6	0.0	0.0	R6年度同額
単独	6.4	6.4	0.0	0.0	
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0	R6年度同額
公営企業繰出金	2.3	2.3	△0.0	△0.1	
公債費	10.9	10.9	0.0	0.4	R6年度同額
水準超経費	3.0	3.1	0.1	2.3	
計	93.6	96.0	2.3	2.5	R6年度同額
うち一般歳出	78.5	80.7	2.2	2.8	

3 町財政の現状と見通し

本町の財政状況は、平成 30 年度決算において基金残高が 9 億円台まで減少するなど、基金に依存した財政運営から脱却するため、第 6 期下川町総合計画(令和元～12 年度)の策定に合わせて、財政運営基準を設定し、持続可能な財政運営の実現に向けた取組を進めている。

令和 5 年度決算では、第 6 期下川町総合計画の財政運営基準である基礎的財政収支は 6 年連続で黒字化を達成し、基金残高は 5 年連続で増加(④15.3 億円⇒⑤17.4 億円)、地方債残高は 6 年連続で減少(④57.0 億円⇒⑤55.3 億円)しており、財政面での改善を示す結果となっている。

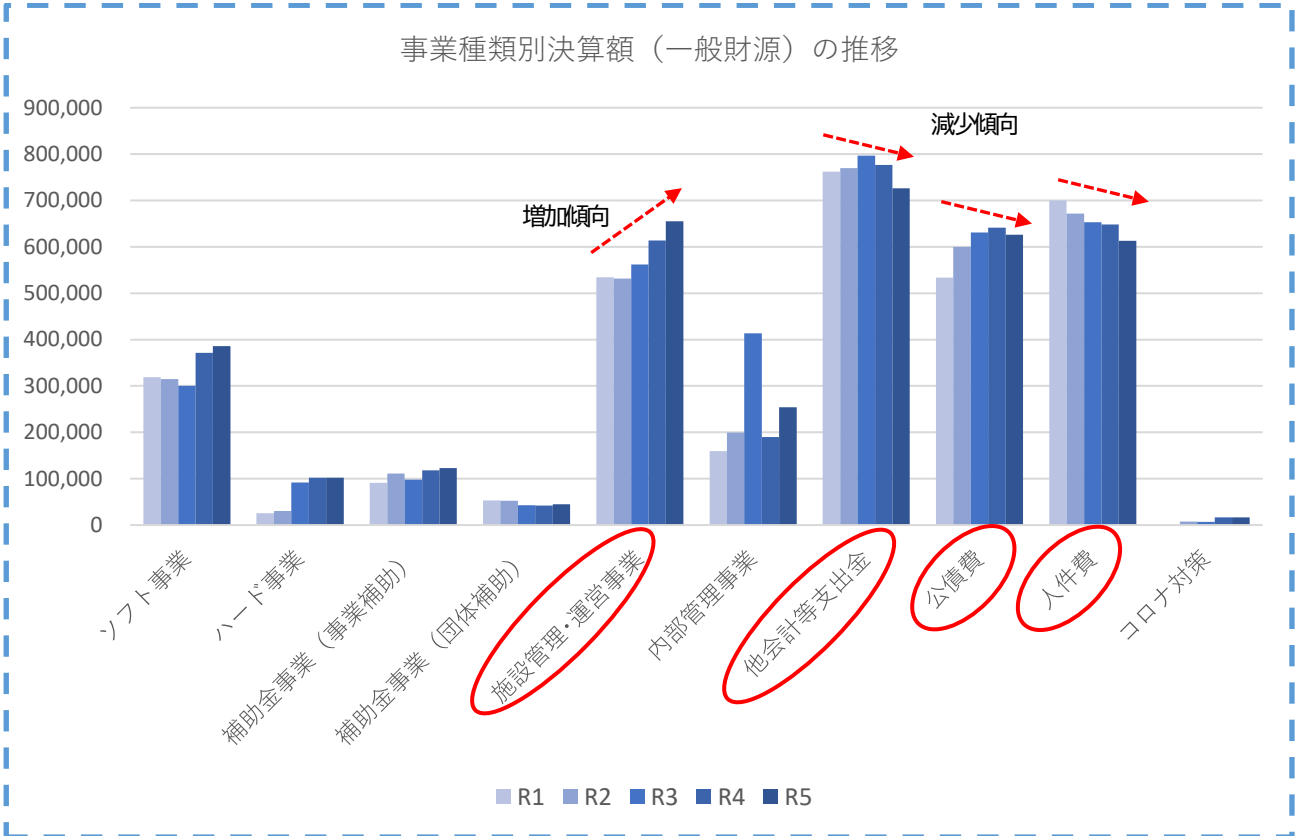
歳出の見通しとしては、昨今の物価高騰・賃上げに伴い、公共施設等の燃料費・電気料・賃金などの経常的な費用が増加傾向にあるほか、公共施設の老朽化に伴う修繕料や更新需要など臨時的な費用、行政のデジタル化、子ども未来戦略の取組、脱炭素社会の実現など、様々な財政需要が見込まれる。(図②)

一方、歳入の見通しでは、歳入の約 5 割を占める地方交付税等について、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和 6 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としているが、社会情勢や国の動向により大きく影響されるため、町税収入なども含めて一般財源総額の大幅な増額は見込めない状況にある。(図③)

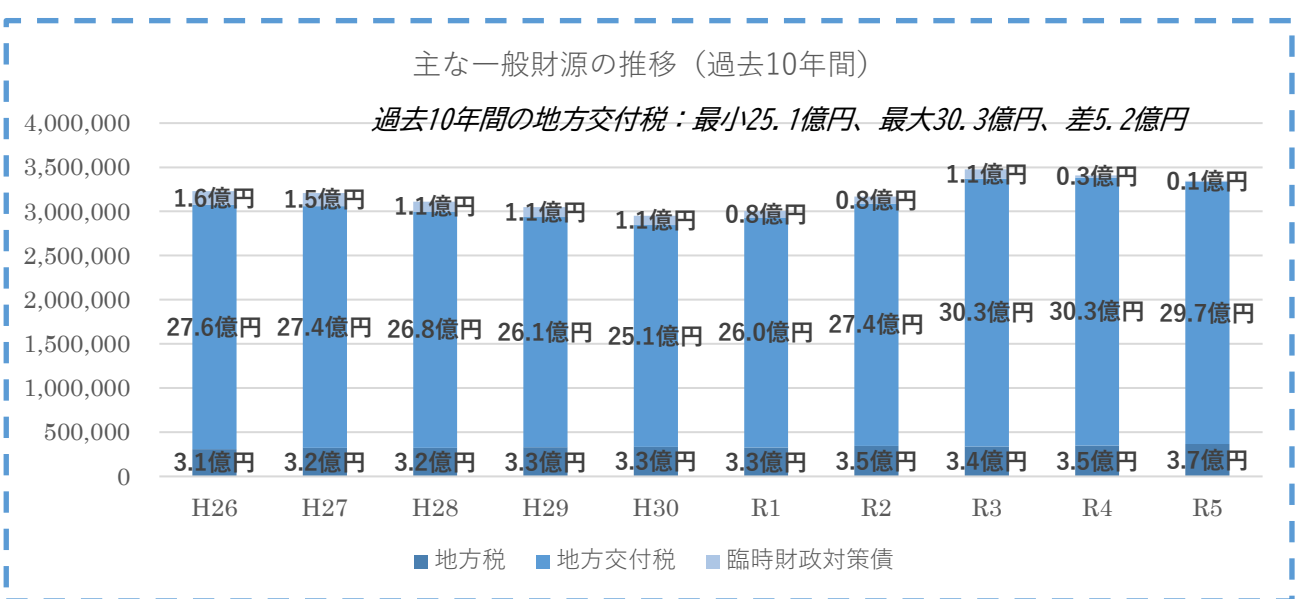
これらの現状及び将来を含めた様々な課題を職員一人ひとりが再認識し、第 6 期下川町総合計画の将来像である 2030 年における下川町のありたい姿の実現に向け、長期的・複眼的な視点でまちづくりを進めていく必要がある。

以上のことを前提に、次の方針に基づき、令和 7 年度予算編成を進めるものとする。

図②



図③



4 予算編成における基本方針

(1) 基本方針

社会環境の変化や多様化するニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応するとともに、第6期下川町総合計画の将来像である『誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち（2030年における下川町のありたい姿）』の実現を目指すこととする。

また、予算編成作業では、中長期の視点に立った『持続可能な財政運営（財政運営基準の順守）』を基本とし、職員一人ひとりが、将来を含めたコスト意識を持って施策の優先順位を定め、前例や既成概念にとらわれない徹底した歳入・歳出両面の見直しを進めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう努める。

さらに、下川町の将来を見据えたまちづくりを進めるため、「財政が厳しいから」「お金がないから」と、やらない理由を考えるのではなく、どうしたら課題解決ができるかを考え、総意工夫を持って前向きに予算編成を行うよう努めていただきたい。

(2) 基本施策

第6期下川町総合計画の将来像の実現に向け、総合計画で定めた「分野方針・目指す方向性」（下表）に基づき、各種施策・事業に取り組むこととする。

分野方針	目指す方向性
福祉・医療	すべての町民が、健康で安全安心に必要な子育て・医療・介護・自立支援などのサービスを受けながら幸せに生き生きと暮らせることができるまちづくりを目指す
教育	個性・可能性・魅力を引き伸ばすひとづくり、すべての町民に生涯にわたり学習（スポーツ・文化含む）する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す
生活環境	住宅の集約等、都市機能のコンパクト化により住環境や道路網、公共交通等の利便性を向上させるとともに、防災や防犯、救急体制の効率化を図り、安全で安心な生活環境を目指す
産業	基幹産業（農林業）の収益の拡大と人材確保のための施策を講じ、更なる成長を目指す
地域自治・地域内連携	公区機能の維持・強化等により自主地域活動を支援していくとともに、町民意見の聴取、情報発信によるまちづくりへの参加を促し、自治意識の高揚、地域力向上を目指す
行財政	社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的・複眼的な視点で、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、政策を戦略的に展開できる組織体制を整備するとともに、政策と財政が両立する持続可能な財政運営を目指す

(3) 重視する視点

ア 予算要求基準

予算要求基準は、総合計画進捗管理計画における「令和7年度計画額（一般財源ベース）」の範囲内とし、進捗管理計画に搭載していない事業の予算要求は、原則として認められないものとする。

イ 第6期総合計画の着実な推進

総合計画審議会での審議内容や各審議会等の意見、公区要望など町民意見などをしっかりと受け止め、あらゆる可能性を検証し、最大限、施策、事業に反映させ、総合計画に基づき計画的な推進が図れるよう予算編成を行うこと。

ウ 効率的で効果的な行財政運営の推進

事業の立案にあたっては、合理的かつ効果的な視点に立って「最小の経費で最大の効果」を上げることが常に念頭に置き、持続可能な財政運営を行うためにも、あらゆる財源の確保について常に調査研究し、創意工夫するなど最大限の努力を払うこと。

エ 積極的な情報公開と町民の理解

事業の推進にあたっては、審議会等での議論、説明会の開催、広報等での周知など、丁寧な手続きを通じて、町民の理解と協力を得られるよう積極的な情報提供に最大限留意すること。

オ 働き方改革の推進

職員の多様で柔軟な働き方の実現と生産性向上を図るため、業務の平準化・標準化等による効率性の向上を図るとともに、あらゆる観点から創意工夫して仕事の進め方や業務の抜本的な見直しを不断にかつ積極的に推進すること。

カ デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

令和7年度末を目標とする国標準システムへの移行を踏まえ、これまでの事務処理に固執することなく、システムに合わせた見直しを行うとともに、デジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化を図ること。

また、行政手続のオンライン化を推進し、幅広い分野で町民が利便性の高いサービスを享受できる環境整備を図ること。

キ 公共施設等の適切な管理運営と最適化

施設の総量を減らし、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画や公共施設個別計画に基づき、公共施設の管理運営方法の見直しや中長期的な視点で施設の統廃合や更新、長寿命化等の検討を進めること。

また、インフラ施設についても安全確保を最優先に将来負担を考慮した維持管理を計画的に進めること。

ク 国等の動向の的確な把握と対応

国等の経済対策、生活支援策等については、国等が施策を検討している段階から、その動向を注視し、予算計上を逸することなく、事業の趣旨や必要経費などの的確な把握に努め、予算要求を行うこと。

令和7年度予算編成留意事項

1 総括事項

(1) 地域課題等への対応

予算編成にあたっては、地域課題や町民意見をしっかりと受け止め、予算執行段階における諸問題を各課のみならず、横断的な連携により精査し、決算に係る監査意見及び議会決算認定特別委員会の審査意見、公区要望や総合計画審議会、各個別審議会での意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

(2) 特定財源の活用

- ① 歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用すること。
- ② 国・道支出金等については、国や道の動向を踏まえた上で、各省庁等の補助制度を的確に把握し、他市町村の活用事例も参考にしつつ、活用可能な補助金等を漏らすことなく計上すること。

なお、新規に補助申請(公募を含む)を行う場合は、総務企画課長に事前協議を行うこと。

(3) 年度途中の補正

年度途中の補正については、補助事業採択によるもの、制度改正を伴うものなど、特別な事由により真にやむを得ないものについて行うものとし、予算計上漏れなどによる安易な補正は認められないことから、当初予算の積算段階において十分に精査すること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国の制度改正の動向等を情報収集するよう努め、正確にその財源を捕捉し、過大、過小にならないよう留意すること。

(1) 町税

- ① 町税は、歳入の根幹をなすものであり、今後の税制の動向、地域経済の分析等を多角的に行い、的確な見積もりに努めること。
- ② 引き続き適正な賦課、徴収に努め、町税負担の公平を期すこと。

(2) 国・道支出金

制度改正及び国や道の予算編成の動向を十分に把握し、的確な要求を行うとともに、安易に低率な補助制度を受けることがないように十分精査、検討すること。

(3) 町債

- ① 町債は、後年度の財政負担を考慮し、原則として償還財源が地方交付税により補填のあるものや、償還金に使用料など特定財源が充当できるものに限ること。
- ② 10万円単位で計上するとともに、計上にあたっては、財政担当と十分協議すること。

(4) 未収金

負担の公平性を保つため、解消に積極的に努めることとし、滞納分の 20%以上を財源として計上すること。

3 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、常に見直しの視点を持ち、施策全般にわたって創意工夫をもって編成するものとする。

特に予算編成にあたっては、執行状況を的確に把握するとともに、各事業において積算根拠を明確にし、事務経費の徹底した削減を図り、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。また、各科目を通じ過大見積を避け、適正な金額を計上すること。

(1) 人件費

会計年度任用職員の予算要求にあたっては、必要性や効率性等を十分検討し、必要最小限度の要求とすること。

(2) 扶助費

過去の実績等を勘案するとともに、対象者や単価等を的確に把握し、多額の不用額が生じないよう年間所要額を適正に見積もること。

(3) 投資的経費

- ① 投資的経費は、事業内容について十分検討した上で、行政効果、必要性、緊急性、経済性及び財政負担に十分留意し、関連各課と連携し、調整を行った上で計上すること。なお、起債による後年度負担や基金残高など財政負担を踏まえ、大規模な修繕工事など、複数年で実施することが可能なものは、年次的に実施する方法も検討すること。
- ② 工事費及び設計費等で 130 万円を超えるもの(競争入札案件)については、必ず町民生活課と早期に協議を行うこととし、安易に業者からの見積もりのみをもって計上しないこと。

(4) 物件費

- ① 物件費については、物価高騰の影響を受け、要求額が上昇する見込みであるが、安易に物価上昇分を増額要求するのではなく、利用実態や利用形態等を精査し、必要最小限の要求とすること。
- ② 定例的な業務委託契約については、安易に統一単価の見直しのみで計上することなく、仕様や積算内容について点検し、必要額を積算した上で計上すること。
なお、長期継続契約へ移行可能なものは、業務効率化やコスト削減に寄与するものであることから積極的に検討し移行すること。
- ③ 指定管理施設については、管理状況の把握とさらなる効率的な管理運営ができないか指定管理者と十分協議した上で計上すること。
- ④ 旅費は、従来の惰性で漫然と計上することなく、オンラインでの対応も含め、旅行方法、回数、必要性、人数などを抜本的に検討、見直しを行い、行政効果の期待できないものは計上しないこと。
- ⑤ 一般事務消耗品については、プリンタトナーなどを含め、原則、総務管理費で一括して計上するので計上しないこと。(補助事業、施設管理に係る特定の消耗品を除く。)

- ⑥ 施設の維持修繕費については、施設の点検・確認を行い、その重要性、緊急性等により取捨選択して、安易に補正予算で計上するのではなく、必要なものは当初予算で計上すること。
- ⑦ 備品購入費は、必要性を十分精査するとともに、財政負担の平準化を図るため、物品の性質によってリースの検討も行うこと。なお、予算要求にあたっては、必ず1社以上から参考見積もりを徴収すること。また、下川町地域材利用推進方針に基づき、地域材で制作可能なものについて検討を行うこと。

(5) 補助費

- ① 団体運営補助金等は、団体の活動状況を決算書などから十分把握し、補助対象の見直し、事業内容の精査など、単に前年度同額を計上することのないよう留意すること。なお、見直しを行う場合は、必ず団体と協議を行うこと。
- ② 事業補助は、補助率や補助上限の見直し、年度予算の上限設定、事業内容の見直しなど、行政評価結果等を踏まえて計上すること。
- ③ 新規の補助制度の創設や補助対象の拡大、または補助要件を緩和する場合などの際には、所得制限の設定など費用総体を抑制する方策も併せて検討すること。
なお、団体などからの要望については、単に受け入れるのではなく、事業の公益性はもとより、その必要性や緊急性、費用対効果、補助率などを十分に検討した上で計上すること。

4 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計及び公営企業会計については、一般会計の予算編成に準ずるとともに、企業的感觉を十分に発揮して経営の合理化を図るとともに、独立採算性の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう留意すること。

また、設備の更新にあたっては、多額の投資が必要なことから、長寿命化計画などに基づき、財政負担を考慮の上、計画的に進めること。